

稲毛こひつじ園

令和4年度事業計画



稲毛こひつじ園

目次

1. 社会福祉法人初穂会 理念	- 1 -
2. 基本方針	- 1 -
3. 令和3年度重点目標	- 1 -
4. 中長期計画	- 1 -
5. 組織図	最終ページに添付
6. 施設サービス課 介護部門	- 3 -
7. 施設サービス課 医務部門	- 4 -
8. 施設サービス課 生活相談員部門	- 7 -
9. 施設サービス課 介護支援専門員部門	- 9 -
10. 施設サービス課 機能訓練部門	- 11 -
11. 施設サービス課 栄養部門	- 11 -
12. 居宅サービス課 短期入所生活介護部門	- 14 -
13. 居宅サービス課 デイサービス部門	- 17 -
14. 居宅サービス課 居宅介護支援センター部門	- 19 -
15. 教育研修部門	- 22 -
16. 事務部門事業計画	- 22 -
17. 施設サービス課 ボランティア部門	- 26 -
18. 会議・委員会	
18-1. 身体拘束廃止委員会	- 26 -
18-2. 安全対策委員会	- 28 -
18-3. 感染症・食中毒における蔓延防止委員会	- 29 -
18-4. 褥瘡対策委員会	- 30 -
18-5. 衛生委員会	- 33 -
18-6. 防災委員会	- 35 -
18-7. 広報行事委員会	- 36 -
18-8. 入浴委員会	- 38 -
19. ほっとスペース 稲毛ペコリーノ（公益事業）	- 37 -
20. フードバンク事業業（公益事業）	- 38 -

1. 社会福祉法人初穂会 理念

“生きる力の輝き”を称え、共に歩んでいきます

2. 基本方針

1. 利用者一人ひとりにあった暮らしの支援
2. 利用者の思いの尊重
3. 地域と共に築く施設
4. 利用者と共に共感できる職員
5. 利用者の信頼に応えうる人材育成

3. 令和4年度重点目標

- ① 新型コロナウイルス感染対策の継続、自然災害リスク対策を進める
- ② 人材確保、特定技能、技能実習生受け入れ採用により職員窓口拡大に努める
- ③ 一人一人尊厳を保ち個々の状況に応じたケアの提供
- ④ 地域、医療との連携、地域に根付いた施設運営
- ⑤ 法人運営の自律性及び継続性確保のため、新規事業開設調査検討を行う

4. 中長期計画

昨年度は、新型コロナウイルス感染予防として外部来客ご家族来園禁止、施設内の消毒作業、職員への感染予防マニュアル徹底、シュミレーションの実施、週1回、感染委員会開催し職員間統一を図ってきた。また、今年も、延期となったオリンピックイヤーでもあり、地域、行政、防災関係者との連携を大事にして、安心して住みより街づくりを目指していく。目標達成のための視点を明確にすることで新たな社会福祉サービスの展開を推進する。

I. 地域に開かれた相談窓口やアウトリーチ機能の強化

- 1) 従来から行われている文化交流やイベント（移動スーパー、買い物支援）だけに止まらず、地域の問題にも積極的に取り組むパートナーとして、地域住民の生活相談や健康予防等、自治会内での介護教室開催し、一歩踏み込んだ共同関係を構築する。
- 2) 社会福祉法人が持つ情報や社会資源を生かし、災害時に備えた避難支援や一時避難場所としての方針や手順を地域住民、行政、防災関係者等（千葉県スポーツセンター）との連携を図ることにより地域における防災危機管理のリーダーシップを発揮する。
- 3) フードバンクにて貧困層、片親家庭に食べ物を届け、人の出入りを多くしていき雇用にも繋げていく。コロナで失業者が増加しているため大学、専門学校、日本語学校と連携し食を届けていく
- 4) 生活困窮者の自立支援、職業支援

II. 制度外の福祉サービス・活動へ柔軟に取り組む組織経営を目指す

- 1) 2025年に向かって更に深刻化する福祉人材を養成すべき方策として、介護作業の習得だけに止まらず、他法人への人材確保、人材育成のアドバイスに取り組むため、一歩踏み込んだ福祉経営を確立し千葉市全体で人材不足解消を目指す
- 2) 隣接駐車場の有効活用を図るべき、地元サッカーチームと連携し運動、体操指導、介護予防教室にて大人から子供までの体づくり。

III. 働きがいのある施設運営を目指す。

- 1) 将来への希望や夢が抱ける職場づくりとして、子育て支援や福利厚生の実施等に重点を置いた施設運営を目指す。
- 2) 事業所内託児所の設置。

IV. 大規模修繕計画における防災・省エネ等の先進技術の導入

6. 施設サービス課 介護部門

【 目 標 】

1. 利用者様に対する接遇マナーの向上
2. 多職種連携を強化し、利用者様の充実した日常生活の構築
3. 介護、医療知識を習得でき、希望、熱意を持った人材の育成
4. 当施設を地域づくりの拠点へ

【具体的方策】

- 1) 新しい生活様式の中でも利用者様にとって心地よい環境を作り出し、職員個人の成長だけでなく組織として利用者様やご家族から強い信頼を寄せられる施設を目指す
 - ①心から利用者様の立場になって適切な配慮をおこなえる心構えを持つ
 - ②利用者様が心地よく身を任せられるよう、清潔感のある身だしなみ
 - ③目を合わせてしっかりと挨拶をおこなえる
 - ④利用者様との距離感を大切に言葉使いに気を付ける
- 2)施設は利用者様の生活の場であることを念頭に、集団生活への調和と安全性と感染症に配慮しながら、生活に楽しみを見出せるよう個別の対応
 - ①カンファレンス開催の機会を持ち、個別の生活リズムを確認・把握し個別ケアに反映する
 - ②利用者様、ご家族の意向を随時伺い、何を必要とされているかを検討する。
感染症に留意し、対策を講じながら、利用者様とご家族の面会の機会を設ける。
 - ③ユニットにおける年間目標、予定の進捗状況を随時確認していく
 - ④安全で清潔を保てる環境整備に努める
- 3)サービスの質の向上
 - ①オンラインの研修の参加率 100%を目指し、人材育成や職員の資質向上を図る
 - ②職員の精神的なケアを大事にし、相談がしやすい環境を整える
 - ③認知症への対応や看取りケアの情報収集をおこない、確立したケアをおこなう
 - ④稲毛ペコリーノとの連携を図り、様々な介護・医療知識を得る機会を持つ
 - ⑤職員への感染対応教育の徹底
- 4) 行事等を通して地域との連携を図り、当園が中心となり地域を元気にできる試みを企画する
 - ①新しい生活様式を実践しながら地域全体との関わりを強化し、幅広い行事の企画等、地域の活性化に貢献する。
 - ②職場体験や実習生の受け入れは可能な範囲で行い、高校などのオンライン授業は積極的に展開し、当園の持つ社会資源を地域に還元する。

7. 施設サービス課 医務部門

【目標】

- I. 入居者様が心身共に、日々穏やかに過ごせるよう努める。
- II. 介護職員との医療連携を図る。
- III. 職員の健康増進を図る。
- IV. 地域に根ざした稲毛こひつじ園の構築を図る。

【具体的方策】

- I. 入居者様が心身共に、日々穏やかに過ごせるよう努める。
入居者様の健康維持、異常の早期発見に努める。
入居者様が自分のペースで自分らしく暮らしていけるよう援助していく。
 - 1、早番帯・遅番帯で各ユニットを巡視し、入居者様の状態を観察する。
介護職員からの情報伝達を実施する。空いている時間があつた際も各ユニットを訪問し、状況把握に努める。
 - 2、各ユニットからの申し送りメールを確認し、入居者様やユニット内での状況把握に努める。
 - 3、介護職員だけでなく、相談員・機能訓練士・栄養士等、他職種との連携を高める。
入居者様が日々穏やかに過ごすための検討をその都度実施していく。
 - 4、入居者様の異常の早期発見、速やかな受診対応の実施を行う。
 - 5、内服薬の管理を徹底し、配薬忘れや誤薬事故を起こさないよう注意に努める。
 - 6、嘱託医への情報伝達を徹底し、報告・相談・指示のもと、入居者様が体調を崩すことなく生活できるよう連携を図る。
- II. 介護、医療連携の充実を図る。
介護職員と日々コミュニケーションを図り、情報交換を実施する。
介護職員との関係性をさらに良好なものにし、連携の強化に努める。
 - 1、介護、看護職員の質の向上を目指し、外部研修へ積極的に受講し学んだ知識を施設全体へ広め、職員の共通認識としていく。また施設内勉強会へも積極的に参加し共通理解を深めていく。
 - 2、受診時（救急搬送含む）各部門での連携を密にし、入居者様へ心身の負担を最小限に抑えるよう対応に努める。
 - 3、連絡ファイル・連絡ノート、メール等を活用し、入居者様に対し身体的・精神的負担をかけない生活援助を各部門間と検討し、情報を共有する。
- III. 職員の健康増進
職員へ積極的に声かけし、会話や表情から心身の健康状態に問題ないか観察していく。
職員健康診断への受診参加の呼びかけを医務からも発信していく。
ストレスチェックに参加する意義を伝達していく。職員が積極的にストレスチェックを受ける環境づくりを医務でも協力していく。
 - 1、メンタルヘルスの向上
 - 1) 衛生委員会、事務課と連携しストレスチェックを円滑に実施する。チェック後に割らず、悩みを抱えた職員に対し、傾聴し精神的負担の軽減につながるよう支援する。
 - 2) 職員とのコミュニケーションを図り、身体的・精神的な変化に対し気付けるように努める。

3) 健康診断の結果により、身体的な健康相談に関する相談があった場合は、状況を傾聴し、医務的な部分でのアドバイスを行う。

IV. 地域に根差した稲毛こひつじ園の構築

施設内だけでなく、施設に関わる地域の方々との関係性を深めていく。

医務職員として地域に関わるの方々にも貢献できる活動を検討、実施していく。

- 1、入居者様のご家族との関係性を高める。コミュニケーションを積極的にとり、信頼関係を構築していく。また、可能な限りカンファレンスへ出席し、より関係性を高めていく。
- 2、福祉避難所準備への一助として、医務での対応の確認、必要物品の確認を実施する。
- 3、地域カフェ開催時、血圧測定や健康相談等を実施。地域住民の方々とのコミュニケーションを図り、関係性を高めていく。
- 4、イベント開催時、体調不良者が出た場合、速やかに対応する。

	業務内容
4月	令和3年度事業報告書作成、回診・定期処方（毎週火曜日）の実施、 医務会議（またはカンファレンス）の実施、物品定数確認・物品点検、 防災物品点検、 ユニットケアへの取り組み、新型コロナウイルス予防の取り組み
5月	回診・定期処方（毎週火曜日）の実施、 医務会議（またはカンファレンス）の実施、 物品定数確認・物品点検・防災物品点検、ユニットケアへの取り組み、 新型コロナウイルス予防取り組み
6月	回診・定期処方（毎週火曜日）の実施、 医務会議（またはカンファレンス）の実施、 食中毒予防の呼びかけ（感染対策委員会・衛生委員会との連携）、 物品定数確認・物品点検、防災物品点検、 新型コロナウイルス予防取り組み、ユニットケアへの取り組み
7月	回診・定期処方（毎週火曜日）の実施、 医務会議（またはカンファレンス）の実施、 食中毒・熱中症予防の呼びかけ（感染委員会・衛生委員会との連携） 健康診断・ストレスチェック参加の呼びかけへの協力、 物品定数確認・物品点検、防災物品点検、勉強会開催（緊急時対応） 新型コロナウイルス予防取り組み、ユニットケアへの取り組み
8月	回診・定期処方（毎週火曜日）の実施、 医務会議（またはカンファレンス）の実施、 食中毒・熱中症予防の呼びかけ（感染委員会・衛生委員会との連携） 健康診断・ストレスチェック実施後のフォロー 施設行事への医務的介入、物品定数確認・物品点検、防災物品点検、 ユニットケアへの取り組み、新型コロナウイルス予防取り組み
9月	回診・定期処方（毎週火曜日）の実施、 医務会議（またはカンファレンス）の実施、 食中毒・熱中症予防の呼びかけ（感染委員会・衛生委員会との連携） 地域カフェでの医務活動、インフルエンザ予防接種準備、 物品定数確認・物品点検、防災物品点検、 ユニットケアへの取り組み、新型コロナウイルス予防取り組み

10月	<p>回診・定期処方（毎週火曜日）の実施、 医務会議（またはカンファレンス）の実施、 インフルエンザ・ノロウイルス予防の呼びかけ（感染委員会・衛生委員会との連携）、インフルエンザ予防接種準備、勉強会開催（看取り） 新型コロナウイルス予防取り組み、物品定数確認・物品点検・防災物品点検、 ユニットケアへの取り組み</p>
11月	<p>回診・定期処方（毎週火曜日）の実施、 医務会議（またはカンファレンス）の実施、 インフルエンザ・ノロウイルス予防の呼びかけ（感染委員会・衛生委員会との連携）、インフルエンザ予防接種実施、 新型コロナウイルス予防の取り組み物品定数確認・物品点検・防災物品点検 ユニットケアへの取り組み</p>
12月	<p>回診・定期処方（毎週火曜日）の実施、 医務会議（またはカンファレンス）の実施、 インフルエンザ・ノロウイルス予防の呼びかけ（感染委員会・衛生委員会との連携）、新型コロナウイルス予防の取り組み 物品定数確認・物品点検・防災物品点検、ユニットケアへの取り組み</p>
1月	<p>回診・定期処方（毎週火曜日）の実施、 医務会議（またはカンファレンス）の実施、 インフルエンザ・ノロウイルス予防の呼びかけ（感染委員会・衛生委員会との連携）、新型コロナウイルスの予防取り組み 物品定数確認・物品点検・防災物品点検、 ユニットケアへの取り組み</p>
2月	<p>回診・定期処方（毎週火曜日）の実施、 医務会議（またはカンファレンス）の実施 インフルエンザ・ノロウイルス予防の呼びかけ（感染委員会・衛生委員会との連携）、新型コロナウイルス予防取り組み、 健康診断実施後のフォロー、物品定数確認・物品点検、防災物品点検 ユニットケアへの取り組み、次年度事業計画作成</p>
3月	<p>回診・定期処方（毎週火曜日）の実施、 医務会議（またはカンファレンス）の実施、 インフルエンザ・ノロウイルス予防の呼びかけ（感染委員会・衛生委員会との連携）、新型コロナウイルス呼ぼうの取り組み、 物品定数確認・物品点検、防災物品点検、 ユニットケアへの取り組み、令和3年度医務部門総括</p>

8. 施設サービス課 生活相談員部門

【 目 標 】

- I.常に稼働率 96%を目標とし、安定した稼働率を達成する
- II.地域との連携を深め、地域に根差した施設となれるよう努める

【 具体的方策 】

- I.稼働率 96%を達成するため、各医療機関、他施設の相談員、居宅介護支援事業所の介護支援専門員との情報交換を密に行う。
 - ①3ヶ月毎に施設入所申込者への面接・電話連絡にて現状確認、追跡調査の実施
 - ②入所相談時での詳細な情報収集を行いデータベース化する
 - ③特養空床発生時、ショートステイの積極的な有効活用（空床利用）
 - ④法人内外・各医療機関・各福祉施設と積極的な関わりを持ち、協力関係を強化することにより入所受入ケース、受診依頼ケースを増加させる
 - ⑤施設入所待機者へショートステイ・デイサービス利用を案内する事で、継続的な状態把握を行う
 - ⑥行事毎に写真を撮り随時ホームページを更新していくことで、新規入所者の獲得につなげる
 - ⑦必要時は入所者の居室変更を行い、ユニットに過度の負担が出ないようにする
- II.地域との協力体制を構築し、地域のニーズをくみ取り施設運営に反映していく
 - ①地域カフェや買い物支援、フードバンクなど、地域住民に参加していただける企画運営の実施
 - ②認知症や介護保険情報を多方面へ発信できる仕組み作り
 - ③必要に応じた各種福祉サービス、社会資源の把握・紹介を行う
 - ④ボランティア希望者の受け入れを行う
 - ⑤稲毛ペコリーノとの連携を強め、法人事業の情報発信を行う
 - ⑥コロナの状況をみながら家族面会の方法を安全、安心に行えるようにする
LINE 面会の実施
- III. 2021 年度介護保険改定に対応した加算の取得を行う事で、各部署と連携し、入所者の支援内容を向上させる。
 - ① 現在の加算との変更部分について各部署の専門的な意見を聞きながら支援内容を充実させる。
 - ② 家族に対して十分な説明を行い介護保険改正について理解してもらう

【 業務内容 】

月	業務内容	活動
4月	入所申込者追跡調査実施	
	入所判定会	
	千葉県状況報告提出	

	入所者平均年齢状況報告提出	
	ボランティア新規登録	
	介護認定更新申請	申請手続き代行
	県外・市外状況報告書作成	千葉県・各市区町村へ提出
	入退所連絡票作成	各市区町村提出
5月	入所判定会	
	千葉市状況報告提出	
	負担限度額認定証対象者申請準備	
	介護認定更新申請	申請手続き代行
	県外・市外状況報告書作成	千葉県・各市区町村へ提出
	入退所連絡票作成	各市区町村提出
	身体拘束・権利擁護研修	
6月	負担限度額認定証更新申請	申請書を各市区町村へ提出
	追跡調査実施	点数付けし順位決め（取下げ者確認）
	入所判定会	
	千葉市状況報告提出	
	介護認定更新申請	申請手続き代行
	入退所連絡票作成	各市区町村提出
7月	負担限度額認定証の回収確認	対象者の確認
	千葉市へ全入所者待機者状況提出	
	後期高齢者医療被保険者証の回収	全入所者へ確認
	入所判定会	
	千葉市状況報告提出	
	介護認定更新申請	申請手続き代行
	入退所連絡票作成	各市区町村提出
8月	認知症ケア研修	
	入所判定会	
	千葉市状況報告提出	
	介護認定更新申請	申請手続き代行
	入退所連絡票作成	各市区町村提出
9月	接遇研修	
	入所判定会	
	千葉市状況報告提出	
	介護認定更新申請	申請手続き代行
	入退所連絡票作成	各市区町村提出
10月	入所判定会	
	千葉市状況報告提出	
	介護認定更新申請	申請手続き代行
	入退所連絡票作成	各市区町村提出
11月	入所判定会	
	インフルエンザ予防接種	全入所者予診票作成
	千葉市状況報告提出	
	介護認定更新申請	申請手続き代行
	入退所連絡票作成	各市区町村提出

12月	入所申込者追跡調査実施	
	入所判定会	
	千葉県状況報告提出	
	介護認定更新申請	申請手続き代行
	入退所連絡票作成	各市区町村提出
1月	入所判定会	
	千葉県状況報告提出	
	介護認定更新申請	申請手続き代行
	入退所連絡票作成	各市区町村提出
	認知症ケア研修	
2月	入所判定会	
	千葉県状況報告提出	
	介護認定更新申請	申請手続き代行
	入退所連絡票作成	各市区町村提出
	令和5年度事業計画書作成	
3月	入所判定会	
	千葉県状況報告提出	
	介護認定更新申請	申請手続き代行
	4年度事業報告書作成	
	健康診断	全入所者健康診断実施
	入退所連絡票作成	各市区町村提出

9. 施設サービス課 介護支援専門員部門

【 目標 】

1. ご利用者やご家族、職員等と関わることにより情報収集を行い、その人らしい生活が円滑に送れるように支援する
2. 定期的、また状態変化時には必要なサービスの質と量を把握、評価し、利用者の生活の質（QOL）の向上を支援する
3. ご利用者の体調により医療機関への受診や入院、退院に際し、医療関係者とのスムーズな連携を図ることで、ご利用者の健康管理を支援する

【 具体的方策 】

1. 情報収集による生活課題の明確化
 - ①日常的にユニットを訪問し、ご本人の意向や思いの理解、情報交換を行う。
 - ②医務課・栄養課・機能訓練士等と常に情報交換を行い、健康状態・食事状況・身体機能などを把握し、施設サービス計画書作成へ繋げていく。
 - ③介護保険証の更新時に合わせ担当者会議を実施。ご家族の同席やオンラインでの参加にて、ご利用者の生活課題を共有することで、援助方法を明確にしていく。
 - ④ご利用者、ご家族からの要望や意向を取り入れ、日常生活に楽しみが持てる行事やレクリエーション等を他職種で考案する。

2. 支援内容、生活の質向上に向けた取り組み

- ①施設サービス計画書は介護・看護・栄養・機能訓練・相談各部門それぞれの専門職が生活課題に対する支援目標を共有し、支援内容を明確にしていく。
- ②事故防止と認知症のケアについて一層の重点を置いた計画書を作成する。
- ③ご家族へ施設サービス計画書を交付する際、専門用語の羅列ではなく、わかりやすい言葉で説明し、ご家族との共通理解を図りつつ利用者を支援できるよう計らう。
- ④サービスの実施・達成状況のモニタリングを実施する。
- ⑤当園での看取りを希望される場合は、ご家族へ看取りにおける指針を説明し、ご利用者には穏やかな最期が迎えられるよう最大限の支援を行う。

3. ご利用者の健康管理、医療機関との連携

- ①ご利用者が安心して生活できるようご家族等との連携を図るため、多職種から日々の状態や変化など来園時に伝え、病状や生活に影響が出る変化が起きている場合には電話、メール等により状態を連絡し、情報共有を適切に行うよう努める。
- ②日頃から近隣の医療機関（医療相談員）とはコンタクトを取りながら、お互いの情報収集を継続し、入退院時の手続きが迅速におこなわれご利用者、ご家族の負担を軽減できるように業務を行う。
- ③医療機関入院後に当園で対応することが困難な医療処置が必要な場合には、ご利用者及びご家族等に退所、再入所の可能性について丁寧に説明し、退所後のサービスに困ることが無いよう、他の機関との連携、必要な情報提供を行いスムーズな入退所の流れを実践する。

【 業務計画 】

1. 日常業務

- 1) 介護保険更新申請
- 2) 認定調査
- 3) 施設サービス計画書（アセスメント）作成
- 4) 担当者会議開催
- 5) 施設サービス計画書説明
- 6) 他部署計画書説明・同意確認
- 7) 入所相談・面接・施設見学対応
- 8) 施設サービス計画書短期見直し（6ヶ月毎）
- 9) 入所者の受診・入院対応

10. 施設サービス課 機能訓練指導員部門

I. 目標

1. 一人一人尊厳を保ち個々の状況に応じた機能訓練や資源の提供
2. 新型コロナウイルス感染対応の継続
3. 地域へ貢献できる活動

II. 具体的方策

1. 一人一人尊厳を保ち個々の状況に応じた機能訓練や資源の提供
 - 1) ご利用者様への個々の状態やニーズに合わせた訓練を行う事で日常生活動作の維持向上を果たせるように、訓練介入を進めていく。
 - 2) 特養部門の機能訓練は、前年度同様に訓練の実施、ポジショニング・シーティング等の姿勢調整に加えて、ミールラウンド等において食事場面の観察・評価を行い、食事動作や摂食嚥下を含めた助言を管理栄養士と共にユニットへ伝達していく。
ショートステイ部門の機能訓練は、感染症対策の観点から現在は中止となっているが、情勢が落ち着けば再開できるような体制作りを整える。
デイサービス部門の機能訓練は、身体機能及び生活機能の維持・向上を目的とし5人以下での集団体操、介助量が多い方は個別での機能訓練（関節可動域訓練、立位訓練、歩行訓練等）を実施していく。
 - 3) 施設開設時に購入した車椅子や福祉用具が10年以上の経年劣化によりご利用者が安全上使用できない物が増えてきているため、入れ替えを行う。
[費用]車椅子・福祉用具を含め 450,000円 程度
2. 新型コロナウイルス感染対応の継続

感染症を予防するためにも手洗いうがいの徹底や手指消毒を小まめに行う。
情報共有を行い、感染症が発生・疑いがあった場合には該当ユニットへ入らない等の対応を行う。
3. 地域へ貢献できる活動を継続する。

感染症対応が終了し地域カフェが再開され次第、以前から継続して実施していた体操指導を行っていく。

Ⅲ. 業務計画

1. 日常業務

- 1) 個別機能訓練計画書作成（特養、ショートステイ、デイサービス）
- 2) 個別機能訓練実施（特養、ショートステイ、デイサービス）
- 3) 福祉用具選定
- 4) 施設内集団体操実施（感染症対応が終了次第開始予定）
- 5) 地域カフェでの体操指導（感染症対応が終了次第開始予定）

2. 定期業務

- 1) 各該当委員会への参加
- 2) 車いす・福祉用具等の管理簿更新（例年12月）

1 1. 施設サービス課 栄養部門

I. 目標

- 1、日本の行事や季節を感じる食事の提供。
- 2、ご利用者様・ご入居者様、おひとりおひとりの身体状況・摂取状況に合わせた食事内容・食事形態・食事量の提案・提供。
- 3、ご入居者様が最期の時まで自らの口で味わうことができる経口維持支援体制の強化。
- 4、即座に感染対応できる体制整備。

II. 具体的対策

- 1、日本の行事や季節を感じる食事の提供
 - 1) 各部署との意見交換が出来る機会の設定
月1回、給食運営会議を開催し、施設と給食委託会社の話し合いの出来る場を設け、ご利用者様・ご入居者様の食事摂取状況やニーズに対応し、献立の向上に繋げる。
 - 2) 選択する喜びを感じていただける機会の設定
昼食時、デイサービス・ショートユニットを対象に主菜セレクトとして、2種類の主菜からお好きなものを自ら選んでいただく。
月1回パンセレクトも実施する。

- 3) 年1回以上、ご入居者様を対象とした嗜好調査の実施
調査結果は、給食運営会議内で報告を行い、施設全体で共有を図る。
 - 4) 月1回イベント食を設定し、行事や季節感を味わえる食事の提供
四季折々の食材を使用した季節感のある食事提供を行う。
郷土料理を取り入れ、旅行気分や思い出の味などをお楽しみいただく。
 - 5) 松花堂弁当箱など普段と違う弁当箱・食器を使用する
目で見て食事の楽しみを感じていただける機会を設ける為、イベント食を中心に盛り付けを工夫する。
2. ご利用者様・ご入居者様、おひとりおひとりの身体状況・摂取状況に合わせた食事内容・食事形態・食事量の提供。
 - 1) 当園の栄養基準・食種に基づいて食事を提供する。
 - 2) 日々のミールラウンドにて、ご利用者様・ご入居者様の身体状況・食事摂取状況の把握を行い、必要に応じて食事内容の検討を関連部署とを行い、栄養ケア計画を見直していく。
 - 3) ご入居者様に対し、月1回以上の栄養評価を行い、低栄養リスクに応じた期間でのモニタリングを実施する。低栄養状態・低栄養のリスクの高いご入居様においては早期に対応策の検討・栄養介入を行い、悪化防止や改善にむけての栄養ケアマネジメントに努める。
 - 4) 褥瘡対策委員会にて、他部署との情報共有を行い、褥瘡の改善・予防に取り組んでいく。
 - 5) 外部の研修会や講習会へ参加し、専門職としての質の向上と日々変わりゆく栄養に関する情報や知識の習得に努め、ご利用者様・ご入居者様の栄養ケアマネジメントへ反映させる。
 3. ご入居者様が最期の時まで自らの口で味わう楽しみを継続できる経口維持支援体制の強化。
 - 1) ご入居者様を対象にスクリーニングを行い、摂食嚥下障害及び誤嚥のリスクが高いご入居者様を選定する。
 - 2) 医師の指示のもと、経口維持支援の対象となったご入居者様を対象に介護職員・生活相談員・機能訓練士・看護師・管理栄養士等による多職種での食事観察・経口維持会議を開催し、経口維持計画書を作成する。また状態の変化に合わせて、適宜、計画書の見直しを行う。
 4. 即座に感染対応できる体制を整える。
 - 1) 感染委員会に参加し、最新の感染対応のマニュアルを確認する。
 - 2) 給食委託業者と情報共有し、感染対応が実践できるように準備をする。
 - 3) 物品不足や動線停滞が起きないように、必要に応じてシミュレーションを実施する。

III. 年間イベント食予定

★イベント食は、月1回実施

	行事	イベント食予定
4月		パン食（ミルクパン）
5月	端午の節句	松花堂弁当
6月	入梅	入梅献立 食材：そば

7月	土用の丑の日	鰻の蒲焼き	
8月		涼風膳	食材：冷やし中華
9月	敬老会	祝い膳	
10月		松花堂弁当	食材：栗・きのこ
11月		松花堂弁当	食材：刺身
12月	クリスマス 餅つき	クリスマス献立 白玉ぜんざい 年越し蕎麦(大晦日)	食材：南瓜(冬至)
1月	元旦	おせち料理	食材：刺身
2月	節分	恵方巻(節分)	食材：いわし・刺身
3月	桃の節句	ひなまつり献立	食材：刺身

イベント食以外で、グレードアップ食・麺類を月1回提供予定。
(グレードアップ食：普段以上に良質食材使用・精励メニュー)

IV. 年間予算

R4年度 栄養部門 実行予算

摘要	内容	予算額	備考
検便費用	施設長・デイ職員・管理栄養士等 ¥270×3人×12ヶ月	¥9,720	月1回実施
ディスポ食器	感染対応時 (1日分：¥11,466) 蓋付弁当容器¥17×400枚 丼小¥10.16×100枚・蓋¥7.2×100枚 丼特小¥9.2×150枚・蓋¥7.2×150枚 レジ袋100枚入り ¥470×1	¥114,660	10日分
軟水器用食塩	食塩 1Kg ¥200×150袋	¥30,000	12ヶ月分
食品用使い捨て手袋	1箱(100枚入り)¥173×80箱	¥13,840	12ヶ月分
調理用具	まな板¥11,400(定価)×2枚 しゃもじ¥1,500(定価)×2本 フードプロセッサ ¥130,000(定価)	¥22,800 ¥3,000 ¥110,000	深鉢はR2度 未購入分
合計金額		¥304,020	

12. 居宅サービス課 短期入所生活介護部門

【 目 標 】

施設サービス課 短期入所生活介護部門は社会福祉法人初穂会の理念、基本方針、中長期計画・重点目標を達成するために目標を以下の通り定める。

- I. 「自らが利用したい。家族が利用させたい」と思えるような、利用者が安心して
住み慣れた地域で生活できるよう個々のニーズにあった介護サービスを提供する。
 - 1 一人ひとりの尊厳を保ち個々の状況に応じたより質の良いサービスの提供
 - 2 ご家族・担当ケアマネージャーとの連携を強化し信頼関係を構築

II. 心身ともにより生活しやすい環境を整え、利用者が安心して生活が送れるよう各部門や外部機関と連携し支援する。

- 1 施設内各部署との連携強化
- 2 他事業所や医療機関等の外部機関との連携強化

III. 常に利用ニーズを調査し、必要ニーズに対応した支援を行う。

- 1 利用者・家族の個々の問題やニーズの把握に努める
- 2 今後増加すると思われる困難ケースへの対応検討
- 3 定期利用者・新規利用者の確保
- 4 新規利用開拓のための営業の強化

IV. 感染症拡大防対策を行う。

- 1 施設内で新型コロナウイルスやインフルエンザウイルス・疥癬等の感染症が拡大しないよう努める。
- 2 感染症の情報収集を行い状況に応じた利用受け入れを行う。

【 具体的方策 】

I.

- 1 一人ひとりの尊厳を保ち個々の状況に応じたより質の良いサービスの提供
 - 1) 利用者個々の趣味や特技を引き出しその方に合ったレクの推進をはかる。
 - 2) 外出や食事など季節に応じた行事を企画し楽しんでいただける行事を毎月実施する。
 - 3) 利用者の精神的安定を図る為、認知症の理解に努めるよう研修への参加や職員間同士での勉強会を開き知識を豊かにしケアにつなげる。
 - 4) 機能訓練を必要とする利用者には在宅でのニーズを調査し機能訓練の実施につなげる。
 - 5) より質の良いサービスの提供が出来るよう、現在不足している人材の確保の為、施設運営責任者へ人材不足の事実を認識して貰い人材確保に努めてもらえるよう求め続けていく。
 - 6) 人材が確保できた時には、各自が質の良いサービスの提供を行うことが出来るよう人材の教育をユニット職員や他部署とも協力しながら行っていく。
- 2 ご家族・担当ケアマネージャーとの連携を強化し信頼関係を構築
 - 1) 報告・連絡・相談を密に情報の共有化を図り信頼関係を構築していく。
 - 2) 他事業所への営業の際、こひつじ園での取り組みや特徴を情報発信していく。
 - 3) ご家族・担当ケアマネージャーが面会しやすい雰囲気を作り対応する。
昨今の新型コロナウイルス感染対応に伴い、直接面会が難しい場合はオンラインでの面会等対応していく。
 - 4) 緊急ショートに出来る限り対応し、ケアマネージャーやご家族からの信頼を得る。

II.

1 施設内各部署との連携強化

- 1) 施設内各部署での情報の共有化を図り、常に報・連・相を行うことにより適切で円滑なサービスの提供に努める。
- 2) 施設入所者の長期入院に伴う空室利用が円滑に活用できるよう、普段より長期入所の相談員や各ユニットリーダーとも情報の共有を密に図るようにする。

2 他事業所や医療機関・地域等の外部機関との連携強化

- 2) 他事業所や医療機関等の関係機関との連絡を密に情報の収集し、情報の共有化を図り利用者が安心して在宅生活を送れるよう環境整備に努める。
- 3) 地域への情報発信に努め、地域交流できる環境を整え、地域関係者との連携を強化し地域に密着したサービスの提供に努める。

III.

1 利用者・家族の個々の問題やニーズの把握に努める。

- 1) 利用者・家族とのコミュニケーションを大切にし、個々の抱えている問題やニーズを引き出し把握に努める。
- 2) 利用者・家族が話しやすい環境の雰囲気作りに努める。

2 今後増加すると思われる困難ケースへの対応検討

- 1) 困難ケースの依頼があった際には各部署への情報共有に努め、都度相談しながら対応の検討を行いできる限り受け入れへつなげていく。
- 2) 利用者の多様性と個性の理解に努め、利用につなげる対応策の検討を常に行っていく。

3 定期利用者。新規利用者の確保

- 1) 空室が出ないよう、スムーズな受け入れ態勢を行うよう努める。
- 2) 緊急ショートの受け入れに対し柔軟な対応に努める。
- 3) できる限り柔軟な受け入れ対応を行いリピーター利用に繋げていく。
- 4) 施設入所者の長期入院に伴う空室利用を活用する。
- 5) 他事業所への空き情報を適宜配信し利用者の確保につなげる。
- 6) 当施設の売りになることを増やし新規利用者の確保につなげる。
- 7) 毎月 100%の稼働率があげられるよう目指す。

4 新規利用開拓のための営業の強化

- 1) 現在つながりのある事業所だけでなく新規事業所の確保の為、毎月営業活動を行う。(千葉市全域・四街道市等)
- 2) パンフレットや空室情報を都度、更新作成し営業まわりの他、ホームページへの掲載など行い、営業活動につなげる。

IV.

1 施設内で新型コロナウイルスやインフルエンザウイルス・疥癬等の感染症が拡大しないよう努める。

- 1) 感染症拡大防止対策の一環として日頃から各自でシュミレーションを行い感染症が発生した場合も慌てることなく対応できるよう努める。
- 2) 普段から職員一人一人が感染症に罹患しないよう自覚を持ち日常生活

を送るよう努める。

- 3) 小まめな手洗い・うがい・消毒を行い清潔を保つよう心掛けると共に感染予防の為、ティッシュ等着用し感染しない・感染させない事に努める。

- 2 感染症の情報収集を行い状況に応じた利用受け入れを行う。

- 1) 新型コロナウイルスの感染を防ぐためにも受け入れを行う際は、新型コロナウイルス簡易検査を必ず行い陰性の確認を行う。
- 2) 感染症に関する情報を常に収集し感染リスクを少しでも減らすため、通常運営から感染症対策受け入れ対応への変更や逆に感染症対策受け入れ対応から通常運営への切り替えがスムーズに行えるよう調整に努める。

【 行事スケジュール 】

年 月	行 事	施設行事
令和 3年 4月	外出（お花見）	
5月	昼食レク	端午の節句
6月	おやつ作り	縁日
7月	花火大会・おやつ作り	
8月	おやつ作り・流しそうめん	
9月	お月見・おやつ作り	敬老会
10月	ハロウィン・外出	秋祭り
11月	昼食レク	
12月	おやつ作り・外出	クリスマス会・餅つき
令和 4年 1月	初詣・おやつ作り	新年会
2月	バレンタイン・昼食レク	節分
3月	外出（いちご狩り）	雛祭り

※但し、上記スケジュールは新型コロナウイルス感染拡大が落ち着き外出行事も行える状態になった場合。

新型コロナウイルス感染拡大が継続している間は施設内で実施できる行事を随時検討していく。

13. 居宅サービス課 デイサービス部門

【 目 標 】

1. ご利用者の思いを尊重した、個別化したケアの提供
2. 職員の資質向上（人を活かして育てる）
3. 近隣地域と連携し、共に築くデイサービス

【 具体的方策 】

1-1. ご利用者の個々の状態に合わせたケアを実施するために

- 1) 厚生労働省が定める「総合的な生活機能向上」の柱となる3つの機能（運動・口腔・認知）を維持・向上できるように、生活総合機能改善機器「DKエルダーシステム」（以下、フリーダムといいます）を導入し、行っています。
- 2) 認知予防を目的とし、国立長寿医療研究センターが開発、普及している「コグニサイズ」※1を取り入れます（フリーダムのコンテンツに内蔵）運動で身体の健康を促すと同時に、脳の活動を活発にする機会を増やし、認知症の発症を遅延できるようにして行きます。
- 3) フリーダムを活用し、身体を動かしたり、楽しい時間を過ごしてもらいながら専門家の指導の下で、運動・口腔・認知（デュアルタスク効果）機能が改善できる様な取り組みをしていきます。

※1コグニサイズ

コグニサイズとは国立長寿医療研究センターが開発した運動と認知課題（計算、しりとりなど）を組み合わせた、認知症予防を目的とした取り組みの総称を表した造語。
その目的は、運動で体の健康を促すと同時に、脳の活動を活発にする機会を増やし、認知症の発症を遅延させることにあります。

※感染対策を行いながら、個々に合わせたケアのご提供をいたします。

1-2. デイサービスにおけるリハビリをさらに充実させるために

- 1) 住み慣れた在宅での生活を長く継続できるように、トイレ、入浴、料理等の具体的な生活行為や社会的関係の維持に関わる行為などを目標に設定し、日常生活における生活機能の維持・向上を図ります。
- 2) 上記内容を実現するために個別機能訓練を実施するように努めます

2-1. 専門職としての資質向上を目指し、より良いサービスを提供するために

- 1) 稲毛ペコリーノの初任・実務者研修や介護福祉講座・レクリエーション介護士講座等の受講推進。資格取得支援を望む職員に対しては、バックアップしていきます。
- 2) デイサービス会議（月1回）を開催し、来月の予定や施設会議や外部研修報告等を行い職員間の意思統一を図ります。

3-1. 地域に根ざしたデイサービスを目指すために

- 1) 地域連携重視の介護施設として、併設事業所と協同で地域自治会やボランティアの方々と気軽に交流できる、社会福祉の拠点づくりを目指します。

- 2) ボランティアの方々による演奏会や落語、その他行事を数多く開催し、ご利用者や地域の皆様にも楽しんで頂けるようなセンターにしていきます。
- 3) 現在コロナ渦の中で落ち着きましたらまた再開を目指し、取り組んでまいります。

3-2. ご利用者・ご家族との絆を深め、居宅介護支援事業所等との連携を図るために

- 1) ほほえみだよりや SNS を活用し、活動内容の掲載を行っていきます。
- 2) 定期的に居宅介護支援事業所等への訪問営業活動（実績報告時）を行います。
営業時は、施設行事（追加利用）案内・サービス内容の具体的な対応等、詳細な情報提供を行っていきます。

4-1. 感染対策

- 1) 定期的な感染委員会に参加し予防策の検討や、職員への研修を実施し、徹底した取り組みに努めます。
- 2) 感染症が発生した場合には、感染症対策マニュアルを遵守して蔓延拡大防止に努めます。
- 3) 市役所・区役所・保健所等と連絡を図るよう努めます。

【年間計画】

	行事内容
4月	花見・調理レク
5月	端午の節句（季節創作）
6月	調理レク
7月	七夕（季節創作）
8月	スイカ割り
9月	敬老会・調理レク
10月	秋祭り・運動会
11月	文化祭・焼き芋の会
12月	クリスマス会（季節創作・調理レク）・餅つき会
1月	新年会・季節創作
2月	節分会・調理レク・季節創作
3月	ひな祭り（季節創作・調理レク）

【研修計画】

	研修内容
4月	挨拶・接遇マナー
5月	食事介助と食事形態
6月	虫歯予防・口腔ケア
7月	熱中症・脱水予防
8月	記録・報告・連絡・相談
9月	車椅子・歩行介助
10月	防災・交通安全
11月	感染予防
12月	緊急時の基礎知識
1月	地域の環境について考える
2月	認知症：行動障害の理解
3月	今年度の振り返りと来年度に向けて

【行事費実行予算】

月	行事内容	実費額	立替額	備考
4月	調理レク	0		おやつ代で収まる金額で実行
5月	端午の節句（季節創作）	14,000	0	材料費 200円×登録人数
6月	調理レク	0	3,000	おやつ代で収まる金額で実行
7月	七夕（季節創作）	3,000	0	材料費 100円×利用人数
8月	スイカ割り	14,000	0	材料費 14,000円
9月	敬老会	35,000	0	敬老のお祝い 500円×人数
	調理レク	0	3,000	おやつ代で収まる金額で実行
10月	秋祭り・運動会	2,000	0	道具準備費用
11月	文化祭・焼き芋の会	0	3,000	おやつ代で収まる金額で実行
12月	クリスマス会（季節創作・調理レク）	0	0	おやつ代で収まる金額で実行
1月	新年会・季節創作	14,000	0	材料費 200円×登録人数
2月	節分会・調理レク・季節創作	0	3,000	おやつ代で収まる金額で実行
		14,000	0	材料費 200円×登録人数
3月	ひな祭り（季節創作・調理レク）	0	3,000	おやつ代で収まる金額で実行
		14,000	0	材料費 200円×登録人数
その他年間消耗器具備品費等		60,000	0	5,000円×12ヶ月
合計		170,000	18,000	

14. 居宅サービス課 居宅介護支援センター

【 目 標 】

介護支援専門員の基本倫理（人権の尊重・主体性の尊重・公平性・中立性・社会的責任・個人情報保護）に則り、法令遵守のもと自立支援及び利用者本位の生活が送れるよう支援していき適正に書類管理を行う。

【 具体的方策 】

1. 居宅介護支援事業

① 新規受け入れ

千葉市あんしんケアセンター及び直接利用者家族からの依頼を中心に法令範囲内で対応していく。コミュニケーションを深めるために、定期的にあんしんケアセンターへの訪問を実施する。

・居宅介護支援（介護支援専門員 2人体制）

目標実績件数 74 件/月 年度末延べ件数 888 件 稼働率 100%

・目標実績（介護支援専門員 2人体制）

管理者 要介護 + 要支援（1 ケース：0.5 件換算） 合計 35 件

専任 要介護 + 要支援（1 ケース：0.5 件換算） 合計 39 件

・介護予防支援 改正に伴い状況に応じ対応していく

② 法令遵守し、安定した運営をする

・ワイズマンソフト機能を利用し業務点検する

・自主点検を定期的に行う

2. 要介護認定調査委託事業

①千葉市の認定調査員研修に参加する。

・必要に応じて現任研修に参加し、技術の研鑽をする。

②千葉市各区、その他の自治体からの委託依頼を積極的に受ける。

・新型コロナウイルス感染予防の観点から、他事業所への訪問調査はその都度検討する。

・新規で委託依頼があった自治体とは契約を締結する

・認定調査実施目標件数 2 件/月 年度末延べ件数 24 件

3. 事務処理を円滑に行うため業務の分散化を図る。効率よく業務を遂行するように努める。

・ファイルや書類の整理を行う

・必要情報の入力補助など

4. 質の高いケアマネジメントの推進

・主任介護支援専門員資格取得

（居宅介護支援事業所の管理者要件に関する審議により管理者を主任介護支援専門員とする要件の提要进行を令和 9 年 3 月 31 日まで猶予となる）

・ICT の活用を検討するため、業務プロセスの見直しを図る

ICT 機器の導入検討（訪問記録を随時記載できる機能を組み込んだタブレットなどを導入し書類のペーパーレス化や業務の効率化を図る）

・定例居宅会議の開催（基本週 1 回）により、利用者の情報共有及び課題解決に向けて職員間で連携を取る。

5. 職員の資質向上のための研修

- ・研修は、オンラインを前提とし参加をしていく
- ・経験年数に応じた法定研修への参加（更新研修Ⅰ、Ⅱ）
- ・県や千葉市あんしんケアセンター・千葉市主催の在宅介護支援に関する研修及び講習会への参加
- ・主に社会福祉協議会主催の研修（認知症等）に参加
- ・メンタルセルフケアの実践をはじめとした健康管理方法の習得

6. 関係機関との連携

- ・稲毛区のケアマネジャー連絡会への参加（年4回）
- ・千葉市あんしんセンター、病院、診療所との連携
- ・サービス事業所との連携を密にする
- ・施設内（部署との）研修や横のつながりを持ち連携を図る

7. 地域とのつながり

- ・地域カフェ開催時の介護相談を継続
- ・民生委員との連携を密にする（民生委員の集まりに参加等）
- ・菖台地区地域ケア会議に参加

8. 新型コロナウイルス感染対応の継続，及び自然災害リスク対策 業務継続計画(BCP)作成

【 研修等計画 】

	研修内容
4月	稲毛区ケアマネ連絡会
5月	天台・園生圏域内ケアマネ連絡会
6月	稲毛区事例検討会
7月	稲毛区内地区ケア研修
8月	稲毛区ケアマネ連絡会/天台・園生圏域内ケアマネ連絡会
9月	多職種連携会議
10月	稲毛区事例検討会
11月	天台・園生圏域内ケアマネ連絡会
12月	稲毛区ケアマネ連絡会
1月	多職種連携会議
2月	稲毛区ケアマネ連絡会/天台・園生圏域内ケアマネ連絡会
3月	稲毛区事例検討会

1 5. 教育研修室部門

I, 目標

- 1、社会福祉法人初穂会として、地域活動の拠点となるような位置づけを図ることを、目的として、地域貢献と人材確保並びに人材の育成に力を注ぐ。
- 2、コロナ禍における感染対応を取りながらの介護支援の方向性を確立し、「介護サービスの質の更なる向上」・「利用者様だけでなく、職員も守りながらの感染リスクを減らした個々への介護サービスの充実」を図る。

II, 方策

- 1、新たな人材確保の一つである外国人雇用について、教育研修担当職員を中心に教育課程の構築を図る。
- 2、コロナ禍における感染リスクを減らした介護業務についてオンライン外部研修の定期実施と共に、施設内研修受講に対する意識の向上を図る。

III, 内容

- 1、コロナ禍においては、各部門における職員のオンライン外部研修受講を推進し、法人方針、教育研修室の意向に沿った研修テーマを提示し、受講を促す。
 - ① オンライン外部研修受講の意思確認と共に自身が描く自己育成の成長
- 2、外国人職員の受入れに対する課題検討と教育課程の作成
 - ① 法人目標でもある外国人雇用の受入れについて制度を学習する。
 - ② 制度と外国人材の特性を踏まえた教育課程を作成。
- 3、新入職員の教育課程の作成
ユニットごとの教育方法を共有し、見直しが必要か精査する。
- 4、資格取得に向けた各種研修の推進・提示
 - ① 稲毛ペコリーノ開講の研修（初任者研修・実務者研修）への積極的な参加促し
 - ② 他団体主催のオンライン外部研修参加への支援体制提示（今年度も、研修参加費無料をなるべく推進していく）

1 6. 事務部門

【 目 標 】

事務部門は、社会福祉法人初穂会の理念、基本方針、中長期計画・重点目標を達成するために目標を以下の通り定める。

令和4年度目標

1. 離職防止のための職場環境の整備
2. 人材定着と雇用管理
3. 外国人雇用管理の徹底
4. 施設経費削減

【 具体的方策 】

令和4年度方策

1. 離職防止のための職場環境の整備
 - 1) 個人の事情に配慮した支援（時短、介護・育児休暇）
 - 2) 積極的な情報開示（見える化）
 - 3) 職員の多面工化による効率化
複数の業務をこなす事ができるマルチスキルの教育・訓練する仕組みの構築
 - 4) 技能の適切な評価（資格取得、人事考課、研修）
2. 人材定着と雇用管理
 - 1) 「同一労働、同一賃金」に取り組む
 - 2) 新卒獲得のための学校訪問
 - 3) 職員のニーズを的確に把握する
 - 4) 「ヒューマン・リソース・マネジメント」の運用
（採用）⇒（配置）⇒（育成）⇒（評価）⇒（処遇）の能力を最大限に引き出す。
処遇改善手当金及び特定処遇改善金の活用
3. 外国人技能実習生、特定技能資格の受入れ
 - 1) 就労しながらの技能取得と生活支援をサポートする
 - 2) 技能実習の適正な実施と関連法規の遵守
4. 施設経費削減
 - 1) 勤怠、会計ソフトの見直し
 - 2) 省エネを勧めて年間の光熱費を下げる
 - 3) 感染対策等消耗品の適正な管理
 - 4) 残業時間を月平均 30 時間以内に抑えて人件費を削減する
 - 5) 福利厚生費の見直し

【 業務スケジュール 】		
月	総務・人事	経理・他
4月		月次決算
5月		
6月		理事会開催 評議員会
7月	夏季賞与・処遇改善加算金支給 社会保険標準報酬月額基礎届	労働保険料第一期納付
8月	定期健康診断	
9月		理事会開催

10月		労働保険料第二期納付
11月	賞与人事考課（処遇改善加算金支給）	上半期決算報告
12月	冬季賞与	年末調整
1月	支払調書、法定調書提出	労働保険料第三期納付
2月	職員面談昇給人事考課	事業計画作成
3月	処遇改善加算金支給・昇給人事考課 特定従事者健康診断	理事会開催 評議員会

令和4年度事業費 実行予算

科目		適用	金額
事業費	消耗品	大塚商会（たのめーる）	600,000 円
	保健衛生費	昭和メディカル（検体）	10,000 円
	福利厚生費	職員用食事代補助	350,000 円
	福利厚生費	給茶機	240,000 円
	福利厚生費	職員健康診断、インフルエンザ	1,500,000 円

事務課 営繕部門

【目標】

近年頻繁に発生する災害対策、施設老朽化対策をしつつ、社会の変化に対応する為、設備費を抑え人への資金重点化に貢献する。

【具体的方策】

1. 事業計画通りの保守、修繕実行
2. 設備・備品の中古市場活用による経費削減
3. こまめなメンテナンスで大規模修理を削減
4. エアコンの入替検討
5. 防災委員会と協力して災害時停電対応検討

【活動予算】

設備名	費用	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
清掃等													
汚水槽清掃（年2回）	324,000					○						○	
雨水槽清掃	—			△									
設備・備品等（修理、入替、増設）													
給湯器交換	400,000		○										
DS空調入替	10,000,000			○									
非常時電源検討	—			△									
中間浴入替検討	—	△											
監視カメラ入替検討	—					△							
空調（入替検討）	—						△						
居室空調（入替検討）	—						△						
修理予備費(エアコン他)	3,000,000												
セコムによる検査、清掃等													
消防設備点検	—						総合						機器
上水受水槽関係 加圧給水ポンプ	—						○ (点検・清掃)						○ (点検)
雨水槽、雨水排水ポンプ 井水ポンプ点検	—						○						○
グリストラップ清掃	—			○			○			○			○
水質検査	—						○						
簡易専用水道検査	—						○						
昇降機設備	—	○ (POG)	○	○	○ (POG)	○	○ (検定)	○ (POG)	○	○	○ (POG)	○	○
電気保安	—	○	○ 年次点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特殊建物定期検査	—												
設備監視警備費	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
セコム関係費計	1,698,000												
合計	15,422,000												

○実施 △検討

17. 施設サービス課 ボランティア部門

【 目 標 】

新型コロナの感染拡大の為本年度は未定

18. 会議・委員会

18-1. 身体拘束廃止委員会

【 目 標 】

拘束廃止を目標とすることで、日常業務での取り組みやユニット内での連携において各職員が必要な情報を共有し、施設全体で拘束を行わないサービスを提供する。

拘束廃止を実現していこうとする取り組みにおいて、その過程の中で生じた課題を受け止め、それらをケアの質の向上のきっかけとし、拘束廃止を最終目標とせず、よりよいケアの実現に向けて取り組んでいく。

【重点目標】

- I. 施設で生活する「入居者様の尊厳の保持」を基本理念とし、緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束は原則すべて高齢者虐待に該当すること、5つの虐待行為を全ての施設職員が理解する
「介護施設における拘束とは」「なぜ廃止しなければいけないのか」という拘束廃止のための知識や考え方を全職員が理解し、同じ意識で取り組む。
- II. 拘束廃止、虐待にかかわる行為が発生しないことを目指すために適切なケアを行う体制の構築
 1. 介護施設における拘束とは「なぜ廃止しなければいけないのか」という拘束廃止のための知識や考え方を全職員が理解し、同じ意識で取り組む。
 2. 全職員が認知症を理解し、尊厳を保持するためのケアの実践をしていくこと。
 3. 職員間との協力体制のもと拘束をしない介護を目指す。
 4. 利用者が安心、安全に暮らすことができる環境づくり、生活の質の向上を図る。
- III. 虐待が発生した場合には適切な対応（通報義務）
- IV. 拘束廃止、高齢者虐待にかかわる介護保険法遵守
平成30年度介護保険法改定において、身体拘束廃止未実施の減算の日減算が5単位から10%へ変更されたため、算定要件を遵守する。（詳細は下記に記載）

【具体的対策】

- I. 拘束、虐待にかかわる研修会の開催（2回／年予定）
 1. 6月 身体拘束全般の専門的知識
 - 9月 高齢者虐待の理解
 - 12月 事例を通じた身体拘束廃止への取り組み
 - 3月 リスクマネジメント
※以上ケーススタディ、グループワークを取り入れ「考える研修」とする
- II. 拘束廃止、虐待にかかわる行為が発生しないことを目指すために適切なケアを行う体制の構築
 1. 身体的拘束、高齢者虐待防止の指針を再整備する
 - 1) 拘束を「事故防止対策」として安易に正当化しない
 - 2) 不適切なケアを底辺とする高齢者虐待が発生する概念を認識する
不適切なケア→身体拘束→高齢者虐待
 - 3) 入居者の生活パターンを把握し分析を行う
 - ①入居者の立場になって、ケアの在り方を見直しその人権を保障しつつケアを行う
 - ②入居者の心身の状態を正確に把握し拘束をしない状態をつくる
 - 4) 事故の起きない環境の整備
柔軟な応援体制の確保
 - 5) 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は身体拘束が認められているが、当施設では身体拘束を廃止していく姿勢を堅持することを重要とする。
- III. 虐待が発生した場合には適切な対応（通報義務）
 - 1) 事象を発見しやすい立場にあることを自覚し早期発見に努める
 - 2) 高齢者虐待防止法第21条に沿って対応
 - ① 関係機関への速やかな通用
 - ② 守秘義務の遵守
 - ③ 通報による不利益取り扱いの禁止
- IV. 拘束廃止、高齢者虐待にかかわる介護保険法遵守
 1. 算定要件の理解
 - 1) 平成30年度から、身体拘束廃止未実施の減算が現行5単位／日から10%となっており、身体拘束をしない介護を継続し、減算対象とならないようにする。
 2. 介護保険法遵守の具体的内容
 - 1) 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - 2) 拘束行為をせざるを得ない場合についても、本当に代替方法がないか検討
 - 3) 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は身体拘束が認められているが、当施設では身体拘束を廃止していく姿勢を堅持することを重要とする
 - 4) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催し、その結果を全職員へ周知徹底する。

【委員】

委員会は委員長が招集し、生活相談員・看護職員・介護職員その他専門職にて構成

【日程】

毎月第一火曜日（月1回）

18-2. 安全対策委員会

【 目 標 】

介護事故を起こさない為に、多職種協働において事故を予測し、組織的に事故予防に取り組む。事故再発防止の為の原因究明・再発防止の為の方策を検討・実施し、安心して介護サービスを受けられる環境を整備する。

利用者様の高齢化、重度化に伴い介護事故が利用者様の全身状態に与える影響が大きい事を認識し、全職員が知識・技術を研鑽し適切で速やかな対応が出来る様研修を通じ習得を図る。

【 内 容 】

1 事故の把握、分析、防止策の検討

① ワイズマンを活用しヒヤリハットと事故報告書の集計・分析・防止策の検討を行う。

2 分析、防止策の実践できる組織体制整備・構築

① 発生内容の中ですぐに対策が必要な事故、件数の多い事故などの検証を行う。

全職員が再発防止に行動できるように環境作りを行う。全職員に周知をし、実践するよう環境作りをする。

3 安全対策に関する研修会開催(緊急対応は必要時に随時、他、年1回)

① 新入職員に対しての研修会の開催(夜間緊急時)

4 多職種、他部署との情報共有

① 機能訓練指導員、医療専門職、栄養士、介護専門職など様々な専門職の視点からも意見を集め防止対策に活かす。

② 施設内、全職員の情報共有を行い、見守り強化が必要な方には、多くの職員で関り見守りの協力と注意喚起を委員会として、各部署へ行っていく。

5 マニュアル・帳票類の見直し及び整備

見直しが必要なものに関しては委員会メンバーが話し合い速やかに取り組む。

現場に現行の書類の使い勝手を確認し整備を行う。

(マニュアルの見直しについては、必要時、最低年1回の見直しを行う)

【 委 員 】

委員会は委員長が召集し、生活相談員(若しくは介護支援専門員)
・医務職員・介護職員・機能訓練士・必要に応じて管理職参加

【 日 程 】

毎月第1火曜日(月1回)リスクマネジメント

18-3. 感染症・食中毒における蔓延防止委員会

【 目 標 】

感染症・食中毒における蔓延防止委員会は施設全体の基本方針・目標に合致する。社会福祉法人初穂会の理念、基本方針、中長期計画・重点目標を達成するために目標を以下の通り定める。

(1) 新型コロナウイルス感染症は、社会福祉施設においても入所者や職員における感染事例が報告されている。高齢者において重症化するリスクが高いとされており、入所者において疑われる患者を認めた段階から、適切な初期対応を行うことで、施設内での（感染症集団発生）を防止することが極めて重要となる、職員の健康管理、面会の制限、納入業者による物品の搬入などを徹底する。

1. 利用者様の高齢化・重度化に伴い、感染症・食中毒が利用者様の全身状態に与える影響が大きいことを認識し、全職員が知識・技術を研鑽し適切で速やかな対応が出来るよう研修を通じ習得を図る。
2. 利用者様が安心して生活出来る様迅速に対応出来る様環境を整える。
3. 職員への感染対応教育の徹底。
4. 繰り返し発生している。疥癬ダニへの予防対策の強化。

【 具体的方策 】

1. 感染症に対する抵抗力の弱い高齢者が集団で生活する場にて感染が広がりやすいことを認識し可能な限りの予防対策、発生時には感染拡大防止のため迅速な対応を図る。

- 1) 感染対応シュミレーションの実施 職員への教育
- 2) 入居者の感染症確認
- 3) 入居者の日頃の健康状態の観察
- 4) 職員の健康管理の実施
- 5) ワクチンの予防接種
- 6) 感染症が発生した場合対策の運用実施を担う
- 7) コロナウィルス、インフルエンザ発症時の施設対応要綱に沿い対応
- 8) 感染症発生時の対応状況の共有
記録・報告にて蔓延予防と次回の感染予防に対応とする。
- 9) 感染症情報の提供（適宜）
公的機関からの情報収集を行い情報発信する。
- 10) 必要に応じてマニュアルの見直し
感染症・食中毒、発生状況・新たな情報に応じて見直しを行う。
- 12) 感染症等発生時期前に注意喚起を促す提示を行う

【 委 員 】

感染拡大を防止する観点より正しい知識の習得及び啓発を行い衛生管理の励行を推進する。

1) 職員研修

オンライン研修の活用、ガウンテクニック講習

2) 定期研修又は注意喚起

感染症及び食中毒の予防蔓延防止のための研修会開催

(2回以上/年)

i 主たる感染症(コロナウイルス、ノロウイルス インフルエンザ、疥癬ダニ)に関する研修

ii 食中毒に関する研修

iii 手洗い ガウンテクニック等の実技研修

	委員会	活動内容
4月	委員会開催	コロナウイルス対策の見直し、呼びかけ 物品の確認、体制の見直し 委員会メンバーでの役割 職員休憩室の使用人数や、換気状況等について見直し
5月		コロナウイルス対策の見直し、呼びかけ 物品の確認
6月		食中毒対策の実施(手洗いについて施設内研修)
7月	委員会開催	コロナウイルス対策の見直し、呼びかけ
8月		疥癬対策の見直し、呼びかけ 物品の確認
9月		疥癬対策の見直し、呼びかけ 物品の確認
10月	委員会開催	コロナウイルス対策の見直し、呼びかけ
11月		感染予防対策(加湿器設置) コロナウイルス ノロ・インフルエンザについて施設内研修 ガウンテクニック研修
12月	保健所研修参加	感染予防対策の実施・次期事業計画作成
1月	委員会開催	感染予防対策の実施 物品の確認
2月		感染予防対策の実施 物品の確認
3月		総括

18-4. 褥瘡対策委員会

施設サービス課 褥瘡対策・排泄支援部門は、社会福祉法人初穂会の理念、基本方針に基づき、中長期計画・重点目標を達成するために目標を以下の通り定める。

【 目 標 】

入居者様に対し、「生活の質と予防」に配慮した良質なサービスを提供すると共に、褥瘡

が発生しないよう適切な介護・対策を行い、心身ともに穏やかな生活を送られるよう支援します。

【 重点目標 】

I. 各部署との連携、ユニット内の情報共有を充分に行い、褥瘡の予防と早期発見・早期報告・対応に努めるとともに、部署間を越えた職員関係を構築していく。

また、このことについて、各ユニット職員へ周知する。

II. 褥瘡予防を通し、個別ケアへの理解度を深め、職員の資質の向上につなげる。

食事ケア・排泄ケア・体位変換技術等の介護力の向上を目指す。

【 具体的対策 】

I. 各部署との連携、ユニット内の情報共有を充分に行い、褥瘡の予防と早期発見・早期報告・対応に努めるとともに、部署間を越えた職員関係を構築していく。

また、このことについて、各ユニット職員へ周知する。

1. 月に1度褥瘡対策・排泄支援委員会会議を開催し、各部署から現状分析、意見交換、問題改善をしていく。

1) 看護師からの褥瘡治療者・皮膚疾患治療者の処置経過報告

2) 管理栄養士からの低栄養ハイリスク者の報告・体重管理報告

3) 現場の意見交換に加え、各部署の意見をとりいれ、委員会にて予防改善策を検討、提案。

4) ハイリスク対象者の事例検討を行い、PTによるポジショニング指導、また各部署からの意見交換を行い、ユニットへ周知、褥瘡予防に努める。

5) エアマットの在庫把握を行い、適宜使用されているか検討を行う。

II. 褥瘡予防を通し、個別ケアへの理解度を深め、職員の資質の向上につなげる。

食事ケア・排泄ケア・体位変換等技術の向上を目指す。

1. 職員の褥瘡への基礎知識を深める

1) 常に褥瘡予防のあらたな知識・技術を学ぶ。積極的に外部研修に参加する

2) 内部研修会を開催する(年1回)

2. 日常生活での食事の様子、栄養状態、体調管理、清潔保持に努め、常に予防の視点を重視する。

1) 日常ケアで褥瘡の発生しやすい部位を観察し、清潔保持に努める。

2) 初期段階の皮膚トラブルを早期発見し、栄養状態の観察、各部署へ早期報告、連携により予防、対策に努める。

3. 褥瘡ケア計画書をユニット内で情報共有する。

1) 計画書に沿って常に統一したサービスを提供していく。

2) モニタリング指標を用いて、入所者ごとの褥瘡の発生に係るリスクについて3か月に1回評価を行う。

3) 評価の結果、褥瘡の発生に係るリスクがあるとされた入居者には、関連職種が共同して、入居者ごとに褥瘡管理に関するケア計画書を作成する。

4) 褥瘡ケア計画書に基づき、入居者ごとに褥瘡管理を実施する。

5) 記録によって実施状況を分析し、ケア計画書の評価・見直しを少なくとも3か月に1回行う。

4. 他部署との連携により、チームケアとして褥瘡ケアに取り組む意識づけを行う。
 - 1) ハイリスク者の個別事例に関してユニット職員とともに対策を考え、知識・技術を習得して、実践、評価する。

5. 排泄ケアの向上を目指す。
 - 1) 可能な限りオムツ使用を避けるため、残存機能を活かした排泄ケアを計画する
 - ① おむつ使用の適正化を継続して働きかける。
 - ② おむつの講習会を必要に応じて開催し、排泄ケアの統一を図る。
 - 2) ご利用者様にあった排尿・排便時間をルーチン化する
 - ① 一日の中で、食事の後など、決まったタイミングで排泄する習慣を支援する。
 - ② 水分を積極的に摂取するようにすることで、脱水や便秘の改善を図る。

6. 肌に加齢変化でバリア機能が低下している為、予防発想のスキンケアに努める。
 - 1) 予防的に洗浄・保湿に努め、褥瘡やスキンテア、IAD（失禁関連皮膚炎）への理解を深め、トラブルを未然に防ぐケアを勧める。

【 実施予定時期 】

4年度	
4月	新年度方針確認。 褥瘡ケア計画の評価、見直し
5月	
6月	
7月	褥瘡ケア計画の評価、見直し
8月	
9月	
10月	褥瘡ケア計画の評価、見直し
11月	
12月	
1月	褥瘡ケア計画の評価、見直し
2月	新年度事業計画作成
3月	

施設内研修を年1回実施する

【 実施予定回数 】

1. 褥瘡対策委員会議
毎月1回 第3火曜日 14:30~15:00 開催
2. 構成メンバー
看護師・栄養士・機能訓練士・各フロア介護職・相談員

18-5. 衛生委員会

【目標】

労働災害防止の取り組みは労使が一体となって行う必要がある。衛生委員会において労働者の危険または健康障害を防止するための基本となるべき対策（労働災害の原因及び再発防止対策等）などの重要事項について十分な調査・審議を実施のち、必要に応じて職場改善を遂行する。

【具体的方策】

- I. 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策の実施。
 - 1、労働者の業務に対する身体的・精神的な負担軽減に関する取り組みを検討・実施する。
 - 2、新型コロナウイルス感染予防の呼びかけを実施する。
 - 3、腰痛緩和・腰痛予防の呼びかけを実施する。
 - 4、熱中症予防の呼びかけを実施する。
 - 5、インフルエンザ予防接種実施呼びかけ、及び罹患予防の呼びかけを実施する。
 - 6、委員会での協議内容を産業医へ報告する。
- II. 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策の実施。
 - 1、ラジオ体操の取り組み。
 - 2、健康診断の実施（年2回）。ストレスチェックの実施（年1回）。
 - 3、インフルエンザ予防接種の実施（職員・入居者）。
- III. 労働災害の原因および再発防止対策で衛生に関する対策の実施。
 - 1、職場巡視の実施。巡視チェック用紙の提出・保管する。
 - 2、職場巡視の結果を産業医へ報告する。
 - 3、労働災害予防の呼びかけを実施する。
- IV. 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項。
- V. 入居者の健康診断（年1回）。職員健康診断（年2回）。ストレスチェック（年1回）。職場巡視・巡視チェックリスト提出（月1回）。産業医との面談（月1回）。

	活動内容
4月	衛生委員会開催、年間の活動計画の周知・徹底、 職場巡視・巡視チェックリスト提出、産業医への状況報告、 令和3年度事業報告書作成、新型コロナウイルス感染予防の呼びかけ
5月	衛生委員会開催、職場巡視・巡視チェックリスト提出、産業医への状況報告、 腰痛緩和・腰痛予防の呼びかけ、新型コロナウイルス感染予防の呼びかけ
6月	衛生委員会開催、職場巡視・巡視チェックリスト提出、産業医への状況報告、 腰痛緩和・腰痛予防の呼びかけ、新型コロナウイルス感染予防の呼びかけ
7月	衛生委員会開催、職場巡視・巡視チェックリスト提出、産業医への状況報告、 健康診断実施、熱中症予防の呼びかけ、新型コロナウイルス感染予防の呼びかけ 腰痛緩和・腰痛予防の呼びかけ

8月	衛生委員会開催、職場巡視・巡視チェックリスト提出、産業医への状況報告、健康診断実施後の対応、熱中症予防の呼びかけ、腰痛緩和・腰痛予防の呼びかけ、新型コロナ予防の呼びかけ
9月	衛生委員会開催、職場巡視・巡視チェックリスト提出、産業医への状況報告、熱中症予防の呼びかけ、腰痛緩和・腰痛予防の呼びかけ 新型コロナ感染予防の呼びかけ、新型コロナ予防の呼びかけ
10月	衛生委員会開催、職場巡視・巡視チェックリスト提出、産業医への状況報告、インフルエンザ予防接種の呼びかけ、 新型コロナ・インフルエンザ等感染症予防の呼びかけ、 腰痛緩和・腰痛予防の呼びかけ
11月	衛生委員会開催、職場巡視・巡視チェックリスト提出、産業医への状況報告、インフルエンザ予防接種実施、 新型コロナ・インフルエンザ等感染症予防の呼びかけ、 腰痛緩和・腰痛予防の呼びかけ
12月	衛生委員会開催、職場巡視・巡視チェックリスト提出、産業医への状況報告、 新型コロナ・インフルエンザ等感染症予防の呼びかけ、健康診断準備、 腰痛緩和・腰痛予防対策の呼びかけ、ストレスチェックの準備
1月	衛生委員会開催、職場巡視・巡視チェックリスト提出、産業医への状況報告、 新型コロナ・インフルエンザ等感染症予防の呼びかけ、 ストレスチェック実施、腰痛緩和・腰痛予防対策の呼びかけ 時期事業計画作成
2月	衛生委員会開催、職場巡視・巡視チェックリスト提出、産業医への状況報告、 新型コロナ・インフルエンザ等感染症予防の呼びかけ、 ストレスチェック実施後の対応、腰痛緩和・腰痛予防対策の呼びかけ、 健康診断実施
3月	衛生委員会開催、職場巡視・巡視チェックリスト提出、産業医への状況報告、 新型コロナ・インフルエンザ等感染症予防の呼びかけ、 腰痛緩和・腰痛予防の呼びかけ、 健康診断実施後の対応、令和4年度衛生委員会総括

18-6. 防災委員会

【 目 標 】

社会福祉施設においては各種の災害時に配慮を要する人が入所されており、その防災対策を確立することが強く要求されている。当委員会では火災時、台風等の対策に重点をおき、定期的に避難訓練を実施し、常日頃から職員および利用者様の防災に対する意識向上を図っている。

その他、災害による人命の安全、被害の軽減、二次的災害発生の防止を目的とする。

【 具体的対策 】

- 1) 防災訓練に関する事項
- 2) 防災（火災、地震、台風）対策マニュアルに関する事項
- 3) 施設、設備、備品等の安全対策に関する事項
- 4) 被災状況に関する情報の収集及び、職員間の上传達の方法の整備に関する事項
- 5) 緊急時の職員への連絡方法、連絡順序等の整備に関する事項
- 6) 避難場所、及び避難経路の周知等、その他避難対策に関する事項
- 7) その他防災に関して必要な事項

【 日 程 】

月1回

第3火曜日

時間：15：00～

【 委員構成 】

防火管理者

事務課

施設サービス課

居宅サービス課

18-7. 広報行事委員会

【目 標】

- I. 季節に応じた行事を企画し、入居者様、ご家族に楽しんで頂く機会を設ける。
随時地域住民の方にも参加頂き、交流を図る。
- II. 季刊誌を発行しご家族、地域の方たちへ施設での行事、職員の様子を広報し、
当園に対し、理解を深めて頂く。

【具体的内容】

I. 施設行事の運営・開催

- 6月 縁日 パン、駄菓子、ゲーム等、施設内に店を構え、利用者様に買い物してもらい楽しんで頂く。
- 8月 花火大会 業者依頼し、打ち上げ花火実施。
- 9月 敬老会 敬老のお祝いの会を実施。
- 11月 秋祭り 稲毛こひつじ園、自治会、サッカーチームによる合同秋祭りを
実施
秋刀魚祭り 秋の味覚、秋刀魚を炭火焼きで焼き、召し上がっていただく。
焼き芋大会 いもの収穫を通し季節を感じて頂く。
- 12月 クリスマス会 皆でケーキを食べ、飾りつけ、イルミネーションを楽しんで
頂く。
餅つき大会 各ユニット、デイサービスにて杵、臼を用いて実際に餅を
ついて来年度の健康を祈願する。
- 1月 新年会
2月 豆まき大会
3月 ひな祭り

II. 季刊誌発行

- 4月 春号掲載
7月 夏号掲載
11月 秋号掲載
1月 冬号掲載

イベント実施動画のDVD作成

【 活動内容 】

	委員会	活動内容	予算
4月	毎月第4月曜日	季刊誌春号発行	
5月		縁日準備	
6月		縁日	200,000 円
7月		季刊誌夏号発行	
8月		花火大会 敬老会準備	50,000 円
9月		敬老会	200,000 円
10月		季刊誌秋号発行 秋祭り準備	
11月		秋祭り、秋刀魚祭り（焼き芋会）	400,000 円
12月		クリスマス会、餅つき大会	100,000 円
1月		季刊誌冬号発行、新年会	100,000 円
2月		節分豆まき	20,000 円
3月		ひな祭り（ケーキバイキング）	50,000 円
		総括	

※行事内容はコロナ感染対策を講じながら、施設全体、もしくは小規模で開催することを目標とする。地域、利用者様ご家族の参加もその時々状況を見て実施する。

18-8. 入浴委員会

【目標】

- 1、入浴の目的、心理的、生理的、社会的、文化的な目的を踏まえ、ご利用者様に安全で快適な入浴を楽しんで頂く。
- 2、ユニット職員と入浴担当職員間の連携、伝達を確実にいき、ご利用者様それぞれに合わせた入浴を目指す。
- 3、各浴室を快適で安らげる空間であるよう取り組む。
- 4、感染対応時を想定した入浴 清拭の検討を行う。

【具体的方策】

- 1、イベント入浴等への取り組み、ご利用者様の満足、生活の向上を図る。
例) 入浴剤や菖蒲、ゆずを用いた春夏秋冬イベント入浴(別紙参照)
温泉や、よりインパクトのあるものを取り入れていく。
ご利用者様と日頃よりコミュニケーションを図り、ご利用者様の要望を知る機会を設ける。(入浴担当、ユニット職員より利用者様の感想を集める。)
- 2、週2回の入浴を実行し、利用者さまの生活に偏りのない様努める。
ご利用者様の体調、状態を把握するため、入浴担当、ユニット職員との連携を図る。
委員会での決定事項は、議事録を作成しメール配信、各階委員よりフロアー職員へ伝達を行い情報共有に努める。
- 3、浴室の清掃、設備の点検、確認を行い、ご利用者様の清潔、安全を守れるよう随時確認を行う。
- 4、感染対応時の入浴 清拭のマニュアル作成、必要な物品を揃える。

【委員】

委員会は入浴リーダー、各フロアー担当者、デイサービス担当者、相談員が参加

【日程】

毎月1回 第3月曜日 15時30分~16時 会議室

年間入浴剤予定

4月	サクラの湯	白元アース	16キロ	6,138円
5月	ローズ	紀陽除虫菊	16キロ	5,038円
6月	ジャスミン	白元アース	16キロ	5,702円
7月	森の香り	白元アース	16キロ	5,702円
8月	スカイミントの湯	伊吹正	17キロ	13,860円
9月	なでしこ	伊吹正	17キロ	13,860円
10月	りんご	白元アース	16キロ	5,702円
11月	ラベンダー	白元アース	16キロ	5,702円
1月	よもぎ	カミツレ	16キロ	14,595円
2月	檜	紀陽除虫菊	16キロ	5,038円
3月	レモン	白元アース	16キロ	5,702円

5月 菖蒲湯 1週間分 約 10,000円

12月 ゆず湯 1週間分 約 15,000円

合計 117,741円

19. ほっとスペース 稲毛ペコリーノ (公益事業)

I. 目標

1. 介護を支える人材の育成・排出 及び 地域福祉活動

- 1) 強まる外国人介護人材の動向を注視し、EPA・技能実習生・特定技能・身分に基づく在留資格、それぞれに必要な「介護の日本語学習講座」をオンラインも含めて実施。
- 2) 支援機関との連携 生活困窮者就労支援機関(パーソル)、若者自立支援機関(CANS)等と法人の取り組みを連携させることで、「自立のきっかけ」を支援する。
- 3) 自治体の委託事業の獲。地方開講をきっかけとする採用やフードバンク活動などを連動することで、法人の地域貢献活動を広げるとともに、地方からの採用及び受講の拡大を図る。
- 4) 日本語学校、専門学校を中心に、外国人留学生の獲得を行う。
就職浪人が予測される留学生に対し、①介護のしごと紹介 ②こひつじ園の紹介 ③特定技能(介護)の在留資格紹介 及び 試験勉強のサポート。

II. 実施計画 売上見込 28,000,000円

1. 実施予定

1) 通常講座数(出張講座を含む)

初任者	実務者	福祉用具	同行援護	レク2級	国家試験対策・模擬
8	13	7	6	3	3・3

2) 外国人向け日本語講座 2クラス/年

3) 市民講座 4回/年

2. 実施計画など

1) 採用 採用目標 中途6名 新卒2名 合計8名

高校においては、一部の福祉高校で授業を担当。直接生徒とかかわることで、卒業後の就職へのきっかけとなるように取り組む。

○体験学習などの連携：県立犢橋高校、佐倉西高校、大原高校、君津青葉高校など福祉課のある高校。

○外国人専門学校：校内での介護職紹介・特定技能（介護）説明会などを実施

○自治体主催の介護就職説明会に選定頂けるように各機関に働きかける。

2) 職員のキャリア形成支援・技能実習生のサポート

外国人人材に対する教育課程を構築。介護の日本語学習や初任者研修の取得など、導入部分の学習支援に注力。

3) 広報への注力

ホームページやデイサービス広報誌など、外部に向けた広報のブラッシュアップを行い、園の魅力を発信。採用へのきっかけとなるように努める。

また、広報物については、学校訪問、就職説明でも活用できるように工夫する。

20. フードバンク事業（公益事業）

I. 目標

前年の目標を継続し更に新型コロナ等社会環境の変化時により必要とされる為、需要者目線でのフードバンクを目指します。

II. 具体的方策

1. 食品融通協定書を、複数の法人と提携し、食品の偏りによるフードロスの削減、フードバンクの輪を広げる為のフードバンク営業、潜在的な支援を必要とする人への提供、社会福祉協議会との連携による啓蒙活動

III. フードバンク支店

フードバンク協定書を締結後、当該地域で、フードバンク活動を行っていただく為、支店数を増やしていく。

参考例 2022年3月現在：あやめ台団地 自治会館 こひつじフードバンク支店
城西国際大学（東金市）こひつじフードバンク支店
八街市社会福祉協議会

農福連携活動

I. 目 標

地域の方々が、障害、年齢、性別、国籍等区別なく参加することで、農業を通じて、繋がりを提供していきます。

II. 具体的方策

1. 農産物を通じての、障害者、困窮者への仕事の創造
2. フードバンクへの提供
3. 地域の小学校、保育園等での芋ほり体験等の機会の提供

III. 参加団体

地域住民、障害者施設 アビリティイノベーション、フリースクール（みつわ台）、千葉市市議会議員、コラソン千葉（サッカークラブ）



